

説明書

委託業務名	佐賀県新規観光コンテンツ創出事業計画策定業務		
履行期間	契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで		
契約上限額（税込）	2,900千円	説明会	開催しない
仕様書等に対する 質問書提出期限	令和7年2月7日（金）午後5時まで		
参加資格確認 申請書提出期限	令和7年2月12日（水）午後5時まで		
提案書提出期限	令和7年3月12日（水）午後5時まで		
プレゼンテーション	令和7年3月18日（火）※予定		
最優秀提案者の決定	令和7年3月21日（金）		

1 参加資格確認申請書について

(1) 参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

- | | |
|--------------------|----|
| ア 参加資格確認申請書（様式第2号） | 1部 |
| イ 誓約書（様式第3号） | 1部 |
| ウ 実績書（様式第4号） | 1部 |
| エ 会社概要（パンフレットで可） | 1部 |

(2) 申請書等の提出は、持参又は郵送による。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

2 仕様書等について

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、様式第1号に記入のうえ、佐賀県観光課（kankou@pref.saga.lg.jp）宛にメールで提出すること。

3 提案書及び添付資料について

(1) 提出書類

- ア 表紙（様式第5号） 7部
- イ 提案書（任意様式） 7部
- ウ 見積書（任意様式） 原本1部、コピー6部

(2) 作成にあたっての注意事項

- ア A4縦長左綴じ（ホチキス留め。図表等についてはA3版の折込も可）とし、文字サイズはおおむね10ポイント以上とすること。
- イ 提案書は仕様書に沿った内容とすること。ただし、提案時点でイメージパースは求めない。

(3) 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。

(4) 提出された提案書及び添付資料は返却しない。

(5) 提出は持参又は郵送による。

※郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

4 プレゼンテーションについて

(1) プレゼンテーションは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。

(2) 参加者側の出席者は3人以内（当該業務の責任者を参加させること。）とし、ヒアリング時間は1者あたり40分程度（説明20分、質疑20分）を予定している。

(3) Webでの参加も可とする。その場合はプレゼンテーションの前日までに佐賀県観光課まで連絡すること。

5 最優秀提案者の選定について

(1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。

(2) 最優秀提案者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。

(3) 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2者以上あるときは、企画内容の創造性の点数が高い者を最優秀提案者とする。

(4) 企画コンペ参加者が1者のみの場合でも、その者が最低基準点を満たしている場合には、その者を最優秀提案者とする。

(5) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

6 契約書について

- (1) 最優秀提案者は、収支等命令者から交付された契約書に記名押印し、決定通知を受けた日から7日以内に収支等命令者に提出しなければならない。ただし、収支等命令者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

7 留意点

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 本企画コンペの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に基づき、適切に管理するものとする。

8 契約事項

- (1) 佐賀県財務規則（平成4年3月31日佐賀県規則第35号）に基づき執行する。
- (2) 契約保証金 公示に定めるとおり

9 添付書類

- (1) 公示
- (2) 業務委託仕様書
- (3) 様式第1号～第5号
- (4) 評価基準

10 問い合わせ

担当課 佐賀県地域交流部文化・観光局観光課 観光企画担当
〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
TEL：0952-25-7386 FAX：0952-25-7304
Mail：kankou@pref.saga.lg.jp